

障害者相談員を紹介します

町は4月1日付で、障害者（身体・知的）相談員を委嘱しました。
地域の障がい者（身体・知的）、家族からの相談に応じていますので、相談のある人はお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。 問 保健福祉センター（☎ 44-4560）

身体障害者相談員



おいかわ みつゆき
及川 満行さん
(☎ 070-2018-0667)



たかはし たいち
高橋 太一さん
(☎ 43-3575)



うじいえ ふじこ
氏家 富士子さん
(☎ 42-2215)

知的障害者相談員



ちば じゅんこ
千葉 淳子さん
(☎ 090-2883-8662)

金ケ崎町立図書館

文部科学大臣表彰受賞

町立図書館は、令和2年度子供の読書活動優秀図書館「文部科学大臣表彰」を受賞しました。昭和55年から継続実施している「こども映画館」等の活動が、長きにわたり子どもの読書推進に貢献していると評価されました。

及川敏雄館長は「新型コロナウイルスで不安な状況が続いているが、これからも子どもに寄り添う読書活動を続けていきたい。町民の皆さまに信頼され親しみのある図書館を目指したい」と話していました。



受賞の報告をした金ケ崎町立図書館の皆さん

金ケ崎夏まつり中止のお知らせ

8月1日(土)に開催を予定していた「金ケ崎夏まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止とします。本まつりを楽しみにされていた皆さまには、大変残念なお知らせとなり誠に申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

問 商工観光課（☎ 42-2111）

町民運動会中止のお知らせ

9月6日(日)に開催を予定していた「令和2年度町民運動会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者の安全・安心の確保が困難なため、開催を中止とします。5年に1回開催する大会であり、楽しみにされていた皆さまには、誠に申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

問 中央生涯教育センター（☎ 44-3123）

お知らせ
news

飲食業・宿泊業施設維持費補助金を交付します

問 商工観光課（☎ 42-2111）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、深刻な影響を受けている町内飲食業・宿泊業施設に対して、施設維持費用のうち、電気料金について補助金を交付します。

■対象者 次の(1)~(3)いずれにも該当する事業者

(1)町内に所在する飲食店、旅館・ホテル、簡易宿所（風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く）または温泉浴場のいずれかを営む事業者(2)当該事業に係る営業許可を受けている事業者(3)令和2年3月1日~5月31日（当該期間中、一時的に自主休業した期間を含む）に営業している事業者

■補助対象経費 町内に所在する施設の令和2年4月分及び5月分の使用電気料金（2カ月分）

■補助金額 補助対象経費の全額（店舗兼住宅は、住宅使用分は除く）

■提出書類 「金ケ崎町飲食業・宿泊業施設維持費補助金交付申請書兼請求書」

▶添付書類①検針票②支払った電気料金がかかる書類（領収書、口座振替通帳の写しまたはクレジットカード請求明細書等）③営業許可証の写し④補助金振込通帳の写し

■申請受付期間 6月22日(月)~7月31日(休)

お知らせ
news

金ケ崎町民限定「地元の宿 宿泊応援割」をご利用ください

問 商工観光課（☎ 42-2111） ※宿泊に関しては各施設へお問い合わせください

■対象者 金ケ崎町民のみ（小学生以上）※発熱や風邪の症状がある人は、利用をご遠慮願います。

■助成内容 下記施設に1泊（食事付きに限る）以上した際に、1人あたり5,000円/1泊を助成します。

■対象期間 7月1日(水)~12月31日(休) ※2,000人泊のご利用に達した時点で終了となります。

■利用方法 (1)宿泊施設にて利用申込書をご記入いただき、運転免許証等の本人確認ができるものを提示ください（ご家族の場合は、代表者のみの提示で可）。(2)精算は、助成（値引き）後の金額をお支払いください。(3)宿泊予約は、電話またはファクスにて、下記施設に直接ご連絡ください。

■対象施設

施設名	住所	連絡先
永岡温泉 夢の湯	永沢石持沢 6-284	☎ 44-3420 FAX: 44-3110
千貫石温泉 湯元東館	西根二枚橋 5-1	☎ 43-3300 FAX: 43-3304
みどりの郷 みちのく城址温泉	永栄上宿 26-3	☎ 44-2131 FAX: 44-5173
民宿 さとう	三ヶ尻上渋川 8-2	☎ 44-2352 FAX: 44-3936

お知らせ
news

令和2年度交通災害共済のご案内

問 生活環境課（☎ 42-2111）

■交通災害共済とは？ 安価な掛け金で、道路上での自動車やバイク、自転車等の交通事故によって、ケガをした際は2万円~30万円、死亡した際は最大110万円をお支払いする共済です。

■掛金 1人につき400円（年額）

■申込受付 6月1日(月)~

■共済期間 8月1日(土)~令和3年7月31日 ※8月1日以降の申込の場合、加入日の翌日午前0時から

■加入できる人 町内に住所がある人 ※町外に住所がある人でも、就労または大学等での修学のため、町内の家族と生計を一にしている場合は加入できます。

■申込方法 加入申込書と人数分の掛金をお持ちになり、金融機関でお申し込みください。